

2007年2月6日

広島市議会文教委員
様

2学期制導入を考える広島市民の会

代表 小松保子

広島市南区東雲2丁目17-17

電話 285-7518

2学期制導入について
市教委答弁の信憑性を明らかにすることを求める要請書

2007年1月22日の広島市教育委員会議において、12月より継続審議になっていた「広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正」の市教委事務局原案が否決されました。「2学期制と3学期制のどちらでも校長の届出で選べる」と「2学期制を原則として、3学期制をする場合は校長が届け出る」の2つの修正案が出され、どちらも3対3の同数になり、委員長表決権により後者の案が採決されました。

もとより、教育委員会は、教育は政治や宗教などから独立し、憲法、教育基本法・学校教育法にのっとって、「市民の権利」の広島での具体化を図る最高決定機関として存在していると承知しています。

その意味からも、今回の「2学期制導入」に関して、長時間に渡り熱心に論議していただいた教育委員の方々には、心より敬意を表します。

問題は、この間の市教委事務局の動きです。文教委員会等の議会の審議には、「保護者・地域・市民とのコンセンサスを図る努力をしている」と答弁を行ってきました。

しかし、先般の12月18日の文教委員会で明らかにしていただいたように、保護者への説明会は25%にも満たないという数字に示されるように、ほとんどの学校の保護者説明会は今月に集中しています。

私達の会が各小・中学校長に問い合わせた段階では、「市教委が言うから」という声をかなり聞きました。また、「保護者の声を聞く必要はない」という対応にも出くわしました。これらはいずれも議会における市教委の答弁と異なる有様で、市教委の校長会に対する強引な姿勢を垣間見てきました。

それが、現実になったのが、市教委提案の「規則の一部改正」の継続審議が決まった直後、市教委指導課第1課長名で各小・中学校長に出された「教育委員会（12月定例会）における『広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正』に関する審議について」の通達です。（資料添付）

この中で、市教委は「報道されると思われますが、これまでどおり、2学期制の円滑な導入に向けて、各学校では、来年度の教育過程の編成や教育活動の立案、

児童生徒・保護者等への説明など、鋭意準備を進めてください。」と指示しています。また、1月15日付の「市民と市政」に来年度4月から2学期制導入をおこなうことを掲載しました。

これらの動きは、決定機関の教育委員会の結論を待たず、市教委事務局が、本来の任務から大きく逸脱し自分たちの考えに固執した行為と判断せざるを得ません。

このようなことがあって良いものでしょうか。

市議会議員は、私達が選挙で選んだ市民の代表であり、それへの答弁は市民への約束として、厳粛に実行されるべきものです。市教委事務局は、最高決定機関である教育委員会の審議や決定を受け、規則にのっとって実務を忠実に実施していく部署だと認識しております。

現在、私達は今回の市教委事務局の行為を危ぶみ、過去三年間にわたっての2学期制に関する公文書の情報開示を請求しています。

文教委員の方々におかれましても、議会と教育委員会の権威と役割を守るため、真相究明と本来のあり方を守るための声明を市民に行っていただきたいと思います。

要請項目

① 2学期制導入に関する文教委員会での市教委事務局答弁の真偽を明らかにしてください。

② 市教委事務局の姿勢や活動について、原則の確認をしてください。